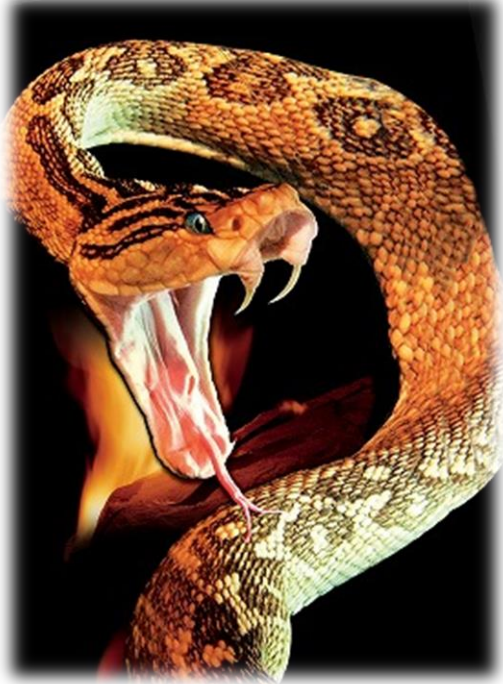


ハブ咬症注意報発令中!



・発令期間

令和3年5月1日～6月30日

・趣旨

本県には、猛毒を有するハブが生息し、年間100人前後のハブ咬症患者が発生している。

これまでのハブ対策の推進により、近年ハブ咬症による死亡者は、ほとんど見られなくなっているが、ハブ咬症患者の中には、未だ後遺症に悩まされる事例も多く、健康や日常生活に及ぶ影響は大きい。

このようなことを鑑み、広く県民・観光客等に対し、ハブ咬症についての注意を喚起し、ハブによる被害の未然防止を図る。

・ハブ対策について

1 環境を整備して、ハブ咬傷を未然に防ぎましょう!

・隠れ場所をなくす・侵入を防ぐ・空き地の適正管理 等

2 農作業や草刈時等の注意

・長靴を履き、鎌などによる手作業はできるだけ避けましょう

・ハブにかまれたら・・・

1 慌てずに、ハブかどうかを確かめます(ハブなら牙の跡が普通は2本)

2 大声で助けを呼び、すぐに医療機関を受診しましょう(車か徒歩で)

3 包帯などの帯状の幅の広い布で、指が1本通る程度に緩く縛ります。

※決して細いヒモなどで強く縛ってはいけません!!

慌てず冷静に対処しましょう!!



民生課・環境係

987-2322